

(議長：古賀会長) それでは、議題1、条例の見直しの必要性の検討についてです。

第1回協議会においては、条例及び指針の概要、条例見直しの手順、そして今回、条例見直しについて検討いただくための参考として、直近5年間における条例の施行状況の確認、社会状況の推移を確認するための項目例、また、前回の条例見直し時における各条文の見直しの視点による点検状況などについて、事務局から報告がありました。

今回は、その見直しの視点を踏まえた、条文検討、条例改正又は廃止の要否など、条例見直しの必要性について検討するということとなります。

では、議題(1) 条例見直しの必要性の検討について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料1ページの、資料1-1を御覧ください。こちらは、前回の資料4-1と同じものです。

前回の説明と重複するところもあるかと思いますが、改めて条例見直しについて簡単に御説明させていただきます。

本条例は平成20年4月1日に施行されてから、まもなく15年が経過するところです。

資料1-1の1のとおり、条例の附則に、施行の日から5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とあることから、今回、前回の見直しから5年が経過するため、改めて、見直しを行うものです。

続いて、「2 見直しの視点」ですが、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性、この5つの視点により条例を点検することとなります。具体的な手順としては「3及び4の見直しの手順」にありますように、県において条例の制定の趣旨の確認や施行状況の把握、社会状況の推移の把握の作業を行い、これらに対し、当協議会において「この5つの視点」から御検討をいただき、条例改正又は廃止の要否など、条例見直しの必要性について御意見をいただきます。

そして、県はその意見を踏まえ、条例の改正又は廃止の要否を判断し、見直し調書を作成して県議会へ報告することとなります。

今回の資料は、その見直し調書(素案)までをお示しした内容となっております。

まずは、手順の1「条例の制定の趣旨の確認」です。2ページ、資料1-2を御覧ください。

こちらも前回御説明させていただいておりますが、別添資料4 条例の解説制定の趣旨に記載されているものです。

こちらの下線箇所にありますように、里地里山は、農林業の生産の場のみならず、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能の恵みを多くの県民が享受しているものである。

そして、こうしたことを踏まえ、里地里山が有する多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、里地里山への県民の関心と理解を深めるとともに、土地所有者や地域住民を主体とし、農林業の営みを尊重しつつ、多様な主体が連携し、協働する取組の推進に向け、本条例を制定したものである。以上が、「条例の制定の趣旨の確認」になります。

次に、手順の2「直近5年間における条例の施行状況の把握」です。

3ページの、別紙1を御覧ください。

こちらも前回協議会でお示ししたのですが、それぞれの条文ごとに、現在の状況を示したものです。別添資料-1、こちらの条例パンフレットの、条例本文と併せて御覧くださるようお願いいたします。

第3条の基本理念では、第1項を読み上げますと、「里地里山の保全、再生及び活用は、里地里山がその地域の地形、気候その他固有の自然条件のもとに人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行わなければならない。」とあります。「里地里山の保全は、土地所有者等及び地域住民を主体とすべき」ということです。別紙1の基本理念第3条第1項の項目を御覧ください。「条例第9条第1項の認定の審査基準と、条例第9条第2項第1号に定めて運用している」としております。これは、この条例の仕組みの一つである、活動協定の認定の際の「審査基準」として、活動団体の議決権をもつものの過半を地域住民等により占めるものとし、運用しているということです。

続いて、条例の第3条第2項を御覧ください。この2行目、土地所有者や県民、県、市町村が連携して、協働することをうたっており、前回協議会で「指針の主な取組状況」として実績を御報告させていただきましたが、概ねそのように活動がなされていると考えています。なお、第2項は、県が主体で行う里地里山保全推進事業に関連していますが、現在、令和8年度までは県の中で事業継続が認められています。

第3項では、「里地里山の保全等は地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。」とあります。里地里山の保全は継続的に行うべきということですが、活動協定の認定の際、活動の期間は3年以上5年程度という基準を設けて運用しています。また、こちらの別紙1の基本理念第3条第3項の欄に記載しましたが、3行目、鳥獣被害対策も兼ねて植栽を行い、地域内外に解放してイベントを行うなど、将来にわたって里地里山の多面的機能を県民が享受できるよう継続した活動が行われていると考えています。

次に第4条の県の責務ですが、第1項の3行目、総合的な施策の策定と実施、につきましては、「かながわり地里山保全等促進指針」を策定し、実施しています。

第2項の県民への理解の促進についても「指針」に基づき、ホームページやFacebook、体験イベント等による周知を行っております。

第3項につきましては、里地里山保全等地域の選定の申出を市町村が行うこと、活動団体への支援に市町村を経由することにより連携を図っています。また、市町村対象の担当者会議開催を実施し条例やその仕組みについての周知に努めてきました。

第5条の土地所有者の責務として、県の実施する里地里山の施策への協力に努める旨うたっていますが、協定締結等に協力を得ています。

第6条の県民の責務ですが、里地里山への理解を深め、第1号で地域活動へ参加すること、第2号第3号で里地里山の保全等の取組や施策に協力することとありますが、個人のイベント等への参加、個人や企業等から協力が得られています。

続いて、第7条、指針の策定についてです。第1項において「知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針を定めなければならない」、第2項第1号第2号において「目標や施策の方向」「施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項」を定める、とあります。

この第1項、第2項を踏まえ、指針を策定しているほか、第3項の2行目後半に「定期的に指針を検証」とありますが、この検証作業には現在着手しています。また第4項による公表ですが、現行指針の公表を行っています。

第8条は里地里山保全等地域の選定についてです。これによりこれまで22地域を選定し、記者発表、ホームページにより公表をしてきました。

なお、第2項にあるような市町村の申出によらず県が地域を選定したもの、これは市町村をまたがる場合などが想定されますが、今のところ事例はありません。

地域の変更の事例は地域の拡大でありました。

続いて、第9条、里地里山活動協定の認定についてです。資料は次の4ページを御覧ください。条例の条文では、第1項は協定に掲げるべき事項を各号で示し、それらを定めた協定を活動団体と土地所有者等とが締結し、知事の認定を受けることが出来るとあります。

これまでに28協定を認定しました。

第2項の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となるなどの団体とあります。これは先ほどの第3条基本理念で、審査基準で運用しているとしたこととも関連しておりますが、これまで認定をした団体については全てこれを満たしていますが、これを満たさない団体からの問い合わせもあります。

この審査基準については前回の協議会で資料についていないとお話ししましたが、別添資料についておりました。別添資料4の条例の解説20ページを御覧ください。

条例第9条第2項関係の審査基準の記載があります。活動団体の構成員又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民となっていること、が協定認定の条件の一つとなっております。ここでいう地域住民とは（）内に記載があるとおり、里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者となっております。いわゆる選定地域内に居住している方ということです。

21ページに考え方の例を載せていますが、例の1として、構成員の過半が地域住民等となっている場合、これが難しい場合には、例の2、例の3にあるとおり、正会員や役員など構成員の中で会の意思決定に関わる人の過半が、例の4のとおり会の事業の企画、計画策定を行う方の過半が地域住民等となっている場合には、認定の対象となるという運用をしています。現在では全ての団体でこの条件を満足しています。ただし、今後難しくなる団体が出てくることも考えられますので、この審査基準については、運用方法の変更が必要か否か、変更が必要だとするとどのような方法が良いかなどについて御意見をいただければと考えています。

第3項は申請について、第4項は認定の基準について、第5項は認定の際は市町村への意見照会が必要、第6項は認定した時は通知する、というのですが、これらについても、規定のとおり実施しています。

第10条の認定里地里山活動協定の変更については、活動区域の変更などによる変更認定の申請や、また、第11条の協定の廃止については、2団体が会員の高齢化等を理由に協定を廃止しているほか、土地所有者の死亡による事例があります。

第12条のように認定の取消しを行うような事例はまだありません。

続いて、第13条に「県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする」とありますが、この認定里地里山活動協定による活動に対する支援は、県で補助制度を整備して実施しています。現在、令和7年度までは、この制度が県の事業として認められています。

第14条により、必要な資料の収集をしているほか、第15条により条例施行規則、審査基準を定め、条例の運用を行っています。

以上が、条例の施行状況となります。各条項において適正に実施運用されていると認識しております。

次に、資料の5ページの別紙2を御覧ください。

こちらは、条例に関連する社会状況の推移です。今回は、直近10年の動きについて示させていただいております。

平成27年には2番の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」また、3番の「都市農業振興基本法」が制定されています。

5番ですが、国連サミットで「SDGs」が採択され、指針(10ページ)にも記載ありますが、里地里山の保全もその目標に関連しています。

6 番ですが、「生物多様性保全上重要な里地里山」が環境省により選定されており、神奈川県では 28 地区が選定されています。

また、森林環境税についてですが 11 番、13 番にあるとおり、平成 29 年に閣議決定され、平成 31 年に法律が施行されました。来年度からは森林環境税の課税が開始されることとなっています。

また、生物多様性条約締約国会議での動きですが、この 5 年間で、COP13～COP15 が開かれ、令和 4 年度開催の COP15 では、2030 年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の 30%を保護すること（30by30）が合意されました。

日本でもこれを実現するため、19 番の OECM の取組が始まっています。

このように、最近では、生物多様性、多面的機能などがキーワードになっているようです。本県の里地里山条例は、生物多様性をはじめ、生活文化の伝承など、里地里山のもつ様々な、多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることを目的としています。この社会状況から見ても、里地里山の取組は今後もより一層推進することが重要だと考えます。

ここで、別添資料の 1 2 を御覧ください。これは、各県の里地里山の保全に関する条例をまとめたものです。なお、グレーに着色されているものは里地里山に特化した条例、それ以外は里地里山の保全を含む環境保全の条例となっています。里山特化の条例以外は全て改定がされており、理由として全ては確認できませんでしたが、地球温暖化対策推進法の改定に伴うものがありました。

ほとんどの条例は平成 15 年から平成 22 年の間に施行されており、現在も引き続き運用されています。全国的に見ても、里地里山保全の取組は引き続き重要なものであると思われま。

次に、7 ページの、別紙 3 ですが、こちらは、県の条例の見直しに関する要綱に基づき、別紙 1、別紙 2 でお示した現状の把握などを踏まえ、里地里山条例の条文毎に、5 つの見直しの視点により点検した結果です。

まず、左の必要性についてですが、第 1 条の目的である里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取組は、多くの地域で継続して行われる必要がありますが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていません。

全国的には、里地里山の保全等の取組が進められているという社会情勢からしても、取組を一層促進するため本条例は必要だと考えます。以下、第 3 条の基本理念以降は記載のとおりです。全体として、制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお変わらず、本条例より解決する必要があるか否か、及び、県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点により、該当する条文を点検したところ、全て必要であるという結果に至りました。

次に有効性として、当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点により、点検をしたところ、該当する全ての条文について、効果を発揮しており有効性が確認できました。

さらに、効率性として、当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点により点検したところ、全ての条文で効率的に機能していることが確認できました。

基本方針の適合性につきましては、「かながわランドデザイン 第 3 期実施計画主要施策・計画推進編」の政策分野別の体系「21 自然 ～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、里地里山の保全等の促進について記載しております。

また、現在策定中の、次期ランドデザインにおいても、里地里山地域の保全等の必要性について、掲載の方向で調整しています。

なお、本県農業の持続的な発展のため策定し、かながわランドデザインを補完する「かながわ農業活性化指針」でも、施策の方向として、里地里山の保全活動への支援等を挙げています。

以上のことから、本条例は県の基本方針に沿ったものとなっています。

適法性については、憲法及び法令の範囲内であるか否かに関する視点について、関係法令に従うとしているほか、責務においても努力規定としており県民等に新たな義務を生じさせるものではないこと、関連する環境基本法や生物多様性基本法などとの目的にも合致していることから、適法であることを確認しました。

以上から別紙3により、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性などから点検し、条例制定から15年、活動団体の立ち上げとその支援を行い、一部活動を廃止した団体もありますが、活動団体の増減は条例の課題ではなく、現在の仕組みに今の条例は合致し適正に機能しているため、条例の見直し、改正または廃止の必要はないと考えております。

続いて、9ページの、別紙4を御覧ください。別紙3による点検・検討を踏まえ、事務局で条例改正・廃止の要否の検討結果をまとめた条例見直し調書の素案になります。

まず、必要性ですが、里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取組は、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していくことが重要であり、取組をより一層促進するため本条例は必要である。としました。

有効性については、条例に指針の策定が定められ、条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開し、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効な効果を発揮している。ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。としました。

効率性については、条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きが示され、選定及び認定が進んでおり、効率的に機能している。としました。

基本方針適合性については、「かながわランドデザイン第3期実施計画」の「21 自然 ～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」に里地里山の保全等の促進が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。としました。ただし、この項目については、先ほども御説明したとおり、現在次期ランドデザインを策定中であり、議会報告時には施行されているため、今後修正する可能性がありますのでご了承ください。

適法性については、本条例で定める規約は、土地所有者等や県民の責務を定めた努力規程や里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定についての規程があり、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なもので、憲法や法令に抵触するものではない。としました。

以上、見直しの結果としては、現行条例の運用上の課題は見られず、条例の改正・廃止の必要はない、と考えております。

ただし、指針等についてはその内容の改善を検討する必要があると考えられることから、見直し結果としては、「2の改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。」を選択しております。

以上、県における検討結果を報告させていただきました。

(議長) ありがとうございます。一つ一つの条文ごとに検討いただいて、結論の案が出ておりますので、御意見をいただければと思います。

(吉武構成員) 見直し案ありがとうございます。条例の見直しの結論については、こちらでよいと思います。調書の見直し結果のところ、「改正廃止の必要はない」が「運用の改善等を検討する」ところに○がついています。条例改正の必要はないけれどこれから運用のところ、多分色々御意見が出てくることを前提として、ここに○がついているかなというふうに理解しました。その中身をどうやっていくかというところの具体的な議論は、今ここでやる必要はあるのでしょうか。

(事務局) 後程の議題になりますが、議題(3)のところで、指針の見直しの課題等について御議論いただきたいと考えています。

(吉武構成員) 分かりました。

(事務局) 見直し結果の2では、「運用の改善等を検討する」となっていますが、指針については改定するものと考えています。

(議長) 指針の見直しは後で議論することになっていますが、指針の見直しを行う中で、条例の方に引っかかる可能性もあるかもしれないですね。

条例に入っているものはわかりやすいのですけれども、入っていないものがあるかどうかというところで、例えば、神奈川県観光条例を見直した際には、1つだけ変更点があって、コロナ禍があったため「安心安全」という言葉が入りました。

先ほど社会状況の変化に照らし合わせても色々検討していただいていますので、大丈夫かと思いますが、そういった見えないところが実はあるのかということも少し検討いただけたらと思います。「安心」はあまり条例で使わない言葉らしいのですが、最終的には入ったようです。

あと多くの問題点、課題ですね。条例まではいかなくても指針で多分入るのではないかと思います。問題点を支援するための条項っていうのがあるのかどうか。高齢化、担い手がなくなってくるが、土地だけはいっぱいある。そういう状況を、条例で支援できるかとかですね。例えば観光条例では大学生という言葉が入っているのですよね。日本中、都道府県で今20幾つかの観光条例あるのですけども、大学生という名前が入っているのは、神奈川県だけです。

必要性があるかどうかは別問題として、そういった特異性があっても良いかと思います。それは指針でやるのだということであればそれで良いと思いますが。

もう1つには「大学生」が入っていると、観光課が動きやすいのですよね。大学生を使った事業をどんどん盛り込める。そういうことで積極的に向かう大学の方にアプローチしてくる。そういうように県の担当者の方が動きやすいような条例のやり方っていうのはあるのかもしれないですね。こういう項目があった方が動きやすいとかですね。

また指針とどう仕分けするかということで、条例はあくまでも基本的な話なので。

ただ、条例に入る、入らないは別として、色々な意見をいただいた方が良いと思いますので。いかがでしょうか。

(北村構成員) 条例の制定から今まで改定したことはありますか。

(事務局) これまで改定したことはありません。別添資料12でも御説明しましたが、里地里山に特化した条例では、他県も含め改定した事例はないようです。推進条例でもあり、制定当時と大きい課題は変わっていない中で、条例にあまり細かい内容を入れてしまうと動きにくい面もあります。

指針の方では、政策立案の点で盛り込んでいく必要があると考えています。

(吉武構成員) 条例に入っていない見えないところを探すのは難しいですね。先ほど申したとおり2の見直し結果が妥当だと思います。

(議長) 他にはよろしいでしょうか。よろしければ、事務局の案でまとめさせていただきます。

まず、条例の改正、廃止の必要はない。運用の改正については検討する。ということで、結論としたいと思います。

これから、具体的な施策の検討を進めていくこととなりますので、どんどん意見を出していただけたらと思います。

条例の見直しの今後の流れについて事務局より説明をお願いします。

(事務局) 今回承認いただいた見直し調書の素案について、今後庁内の手続きを経て内容を確定し議会へ報告することとなります。

(議長) では、議題(2)の里地里山に関する意識調査等を行った結果について事務局から報告をお願いします。

(事務局) お手元の資料11ページの、資料2を御覧ください。

前回の協議会時にお示ししたアンケート(案)の内容についていただいた御意見を基に設問を一部修正し、10月13日から11月10日まで、インターネットにてアンケートを実施しました。

県のe-kanagawa電子システムを利用しており、インターネット利用者であれば誰でもアンケートの回答を行うことができるというものです。

従って、回答者の年齢、地域、職業などには偏りが見られることもあり、これを前提として調査結果をとらえる必要があります。

これを踏まえた上で、調査結果の概要について報告したいと思います。資料2と、資料2-1を御覧ください。

資料2-1については、時系列の変化を見たいとの御意見もありましたので、前回(平成29年)、前々回(平成25年)のアンケート結果と対比して表示しています。

資料2及び資料2-1を対比しながら御覧ください。

問1～問3は回答者のプロフィールについての質問ですが、前回、前々回では40代及び50代が過半でしたが、今回は20代より下の回答者も見られました。男女別では男性の回答者が若干多くなっています。また、これまでは横浜・川崎の居住者が7割を占めていましたが、今回は2割強となっており、県央地域居住者が3割となっています。

問5、問6で「里山」という言葉を知っていると答えた方が9割、「里地里山」についても4割程度となっており、認知度が上がっていることが分かります。

問8で里地里山の必要性について9割以上の方が必要又はどちらかといえば必要と答えており、その重要性について理解が進んでいると思われれます。

問12で6割の方が里地里山に行ったことがないと答えており、里地里山を知らない、情報がないことを理由として挙げています。また問19で里地里山の活動をしていない方の4割が今後参加したいと考えていることが分かります。

問21で本条例の認知度は2割弱でした。

問22で県が行うべき支援について、実際に保全活動に要した経費の全部が4割、経費の一部が3割で、何らかの支援をすべきとの回答が9割程度となりました。

問24～27で県の広報などの取組について、HPやFacebookの認知度は3割以下と低く、保全活動への参加者を増やすための取組としては、7割の人が情報発信を挙げていました。

続いて、資料 13 ページを御覧ください。

こちらは、里地里山活動状況について、県の条例認定団体 25 団体と、認定団体以外で市町村が把握している里地里山に対する保全の取組を行っている団体 34 団体に対し、郵送によりアンケートを実施したものです。

ほとんどの設問は同じ内容ですので、左側に認定団体、右側に非認定団体と言う形でお示ししております。こちらの資料と、資料 2-2 の認定団体結果、資料 2-3 の非認定団体結果とを交互に御覧いただきながら、結果概要について御報告させていただきます。

[認定団体と非認定団体に共通の設問は認定団体向けの問番号で記載しています。]

まず問の 7 ですが、これは前回協議会でいただいた御意見で認定団体に付け加えた設問です。会員のうち主に活動している人数及びその年齢について聞いていますが、人数については 10 人未満の団体が約 5 割、その最高年齢は 80 歳以上の団体が 8 割以上、平均年齢でも 70 歳以上の団体が 7 割となっており、最低年齢では若い層も見られますが、全体として高齢化していることが分かります。

問 11 活動の広報ですが、認定団体では HP や SNS の利用、市町村の広報誌やタウン誌等が 3 割となっており、非認定団体では会報発行、HP、SNS の利用がそれぞれ 2 割程度となっています。またいずれでも 2 割程度の団体は広報を行っていないとの結果になりました。

問 12 の活動の活動内容として、認定団体は農業生産、耕作放棄地対策など農業活動を挙げている団体が多く、非認定団体では、森林整備を挙げている団体が多くなっています。

問 13 団体の後継者については、認定団体、非認定団体いずれでも、6 割近くは後継者がいないとしており、定年が伸びていることもネックとなっている、育成の取組を行っているが難しい、などの意見がありました。

問 16 これも今回から追加した設問ですが、会費、行政からの補助金等以外の収入として、認定団体では、生産物の販売、収穫体験の参加費や委託費、募金などがあり、非認定団体では企業からの助成金、生産物の販売、寄付金などがありました。

問 18 で 7 割以上の団体が里山のイメージを持っているとしており、認定団体では原風景の保全、景観の維持、環境整備などを、非認定団体では人の手が入って整備されている里山などが挙げられていた。

問 22 の活動場所では、認定団体では 6 割の団体が田畑を、非認定団体ではその他として森林、雑木林、竹林等を挙げている団体が 3 割程度となっています。

問 27 で農地の再生や林地保全に使用する道具として、刈払い機は全ての団体が所有しており、チェーンソーなどの林地整備系の機材については、認定団体の 7 割、非認定団体の 8 割が所有しています。

問 36 の傷害保険について、認定団体では団体加入が 3 割、個人加入が 3 割程度、非認定団体では団体での加入が 7 割となっています。

問 43 はこれまでは自由意見欄に書いていただいていた課題について別個に追加した設問ですが、活動にあたっての課題として、認定団体では会員の高齢化及び後継者問題、労働力・資金不足などが、非認定団体でも高齢化、後継者問題は同様ですが、その他機材の補修費の確保、ナラ枯れ対策が挙げられています。

問 45 で活動に対して必要な支援として、認定団体の資金関係を 7 割、研修関係を 1 割、非認定団体では資金関係を 5 割、研修を 3 割の団体が挙げていました。

また継続してほしい県の支援として問 46 で、認定団体では保全活動に対する補助、非認定団体では資機材に関する補助の割合が多くなっています。

問 47 で改善してほしい施策として、資機材の更新に対する補助の追加、活動の写真などを県の広報媒体で紹介してほしい、ナラ枯れの伐採支援、活動内容にあった報酬の支払いなどの要望がありました。



問 48 でコーディネート制度については、2 団体で、後継者育成、新規活動員の発掘などについて相談したいとの要望がありました。

でここからは、非認定団体に対する設問となりますが、

問 48 で県の里地里山条例及び保全施策等に認知度は3 割程度でした。

また、県の制度の興味がある団体は5 割強ありましたが、関心はあるが今の活動で手いっぱい難しいとの意見もありました。

以上アンケートの概要について御説明しました。

(議長) ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、御意見ありますか。

(吉武構成員) 非認定団体は市町村からの紹介ですか。

(事務局) はい。市町村に認定団体にはなっていないが、里地里山の保全活動をやっている団体を挙げていただき、その中でアンケートに御協力いただけそうな団体を市町村と調整の上行っています。

(吉武構成員) 承知しました。団体の方には、アンケート内容が多くて大変ですね。細かいところまで聞いているので、私たちが検討するにはありがたいです。

前回の協議会でも議論になりましたが、高齢化の問題とその地域の方々と議題(1)で説明いただいた地域住民の考え方について団体がきちんと理解していないという気がします。

条例の解説(審査基準)をみると、そんなに無茶なことを言っているわけではないと思いますが、理解が足りず、地主さんとそこに住んでいる人だけで活動しなければいけないと思いこんでいるところもあると思います。そうするとやはり高齢化ってなったときに、他にお手伝いしていただく人がどうしてもいないというふうに陥ってしまっているところもアンケートの中で見え隠れするような気がしました。

だから、まだ先のことで恐縮ですが、市町村や県の方が現地に行った際などに、説明をしっかりとさせていただいたりすることが大事なのだろうと感じました。

コーディネート制度は、希望が少ないのはそのとおりだと思いますが、市町村や県の担当の方がまさにコーディネーターというかまずはその団体さんが困っていることを聞いてそれを吸い上げて、どのようにマネジメントするかというところを普段やってくださっていると思います。

その見えない力持ちというか、表立っては、私とか大学の先生、小池先生みたいな方々と見えてしましますが、実際に本当のコーディネーターとして活躍しているのは、そういった皆さんののだと思います。

高齢化問題とか地域住民がやることと都市住民の活動をどうつなげるかということができると更に良いのかなとアンケートを見て思いました。

今日も内山の高橋さんが、とても的確にお話されていて、この条例は休耕地だとか耕作放棄地をどう再生し活用し、それを実りあるものにしていくかという条例だということおっしゃっていただいて、非常によくわかっていらっしゃるなと思って伺っていたのですが、ソバ打ちの先生は地域外の方がちゃんと入ってやってらっしゃって、臨機応変にその地域のファンを増やして巻き込んでいるところが、さっき御説明していただいたのはすごく良かったと感じました。

(議長) ありがとうございます。他に、ございますか。

このアンケートの内容を踏まえて、次の指針の方で具体的にどう対策をしていったら良いかという話になると思いますので、次の議題の中でまた御意見をいただければと思います。

議題(3)の指針の見直しの必要性、改正の方向性について事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料 49 ページの、資料 3-1 を御覧ください。

こちらについても、議題 1 と同様、前回の説明と重複するところもありますが、指針については、平成 21 年 3 月に策定され、その後 5 年ごとに 2 回の改定を行い、施策を実施しています。

現行指針の施策の実施期間は、2019 (令和元) 年度から 2023 (令和 5) 年度以降となつてはいますが、条例第 7 条第 3 項において、定期的に指針を検証するとしており、今回、条例の見直しにあわせ、次年度 (令和 6 年度) に向けて、指針の見直しも行うことにしたものです。

見直しの手順ですが、「3」を御覧ください。

まず、県において実績、効果の取りまとめを行います。これに対し、当協議会において、これまでの施策評価及び新たに必要となる施策の検討を行っていただき、指針改定の方向性について御意見をいただきます。これを踏まえ、指針見直しが必要となった場合、指針見直し (案) を策定し、パブリックコメントの実施、議会への報告などを経て、次期指針を策定していく考えです。

この手順の (1) の実績、効果については、前回、資料 5-2 で御説明させていただきました。

今回は、(2) の当協議会での意見聴取の参考としていただくための「指針見直し必要性を検討するための課題 (案)」をお示しさせていただきます。

50 ページの、資料 3-2 を御覧ください。

今回のアンケート調査結果や活動団体さんと話をする中でお聞きした課題、前回の協議会で出た話題等について整理したものです。

1 番、保全活動の人材確保ですが、高齢化に伴う会員減少、後継者不足に伴う持続的活動への危惧があります。これは多くの団体で課題として挙げられていました。この状況を踏まえた指針の施策について御議論いただければと考えております。

2 番は、活動団体の運営資金の確保です。活動資金の不足、補助金以外の活動資金の確保に向けた取組について御議論いただければと考えております。

3 番は、県の支援策についてです。現在行っている団体への補助、サミットによる団体間の情報交換、県民向けの効果的な情報発信、広報の方法、その他の支援策について御意見をいただければと思います。

4 番は、都市住民の里地里山の利活用です。都市住民の里地里山保全活動への参加が少ないという状況があり、まちの力、都市住民の取り込み方、活かし方として、情報発信、都市住民の里地里山保全活動への参加に向けて必要となる取組、企業・大学等との連携などについて御議論いただきたいと思います。

5 番の里の力ですが、前回の協議会においても、里の力を発揮する人の考え方を整理した方が良いのではないかと御意見がありました。その点についても御議論いただければと思います。

6 番の里の世話人です。これも前回の協議会で話題となりました。これまで、コーディネーター制度としてアドバイザーの派遣を行ってきましたが、団体アンケートの結果によりますと、既に団体の中で解決を図っているためかあまり希望は高くありませんでした。ただ、希望されている団体もありますので、引き続き需要はあると考えており、より一層、県、市町村、活動団体が連携・調整できるような方策の検討が出来ればと考えております。例えば、当協議会よりももっと簡易な形で各団体に当番制で集まっていただくようなイメージで数団体ずつ「よろず課題調整会議」を行い、ざっくばらんに今現在の状況・課題等について皆さままで話し合うよう場を設けたらなどです。

また、表の下段に、その他としまして、市町村独自の里地里山保全の取組状況を指針の参考として盛り込むことは如何か、それから、指針と直接の項目となるわけではないですが、活動団体への補助制度や支援のあり方として、10 年経過後の補助事業のあり方についても当協議会で御検討いただければと考えております。

以上です。

(議長) ありがとうございます。現行の指針の見直しの必要性について、その課題等を御説明いただきましたが、御意見ありますでしょうか。

(吉武構成員) 参考までに、補助金の申請書と報告書が大変という話をよく聞くのですが、その中身を見たことがないので、様式など参考資料としていただけると助かります。

(事務局) 大変なのは承知しています。県側の事務としても改善が必要と思います。

(吉武構成員) その事務を誰がやるのかとか、多分日当レベルの補助金ではないので、だとするとボランティアな部分が多い中で、非常に細かい報告書っていうのはかなり負担になるのではないかと思います。

できることならそこを軽減できるような形を考えていただけるだけでもありがたいのではないかと。

(事務局) 様式、記載例などを提示するようにいたします。

(北村構成員) その他の検討事項のところ、市町村独自の取組で、補助制度があるということですが、他の市町村についても教えていただければと思います。

(事務局) どのような取組をしているかということですね。

(北村構成員) そうですね。秦野市では、里地は県の補助制度を使って、市は独自で里山の支援を行っているので、他の市町村の状況も分かると助かります。

(吉武構成員) 横浜もみどり制度とかありますけどね。

(事務局) みどりアップ計画関係ですが、里山に使えるのかもしれないのですが、農が入ってくるとなかなか活用が難しいと聞いています。

(吉武構成員) この条例は農政ですが、横浜だと、みどりアップのボランティア支援で大きいのは、森の保全です。

森づくりボランティア団体はたくさんの団体があり、横浜市の支援対象になっているのは市有地や市民の森での活動団体です。登録されたボランティア団体には金銭的な補助はありません。

その意味で本当にボランティアだけど、報告書は紙1～2枚程度です。あとは物品の支援が充実しています。軍手1組から、動力機器はないですけど、道具類のリストがあって必要な物品に○をつけて、1年に1回申請するとそれが無償貸与されます。

ほかには色々な研修会があって、中でも安全管理の研修会は義務で登録の条件になっています。

刈払機とかチェーンソーの動力機器について、市ではチェーンソーは推奨されていないのですが、やはり一番危険なものを扱っているんで、森づくりボランティアが10万円の助成金を動力機器の安全研修費用に充てられることとなりました。

それらが今みどり税の方で動いている、森づくりのボランティアに関する支援の状況です。

(事務局) 県も水源環境税もありますが、山を守る水源保全ベースになっているので、農業系の水路を直したら活用できるかという点、効果検証について難しいので、ほかの事業でやる方が良いと考えています。

(吉武構成員) その現場をやっている方々が使えるような補助金、助成金をどうミックスして活動するかっていうのは、相当、情報に長けていないと難しいですね。

そういったところ、行政の方がそういう情報を掴んでいて、いやこれいけるのではないかというメニューを、お伝えしてあげたりできるとすごく良いだろうなと思います。

(事務局) 県も次回以降の協議会では、支援制度みたいなものを構成員の皆様からヒントをいただきたいと考えています。

県がこれまで行ってきた、子供体験教室とかをこれまでどおりやるのが良いのかどうか。それよりは、県としては大学とか企業がどんどん使えれば良いのではないかと考えているのですが現状の補助金が潤沢でないとするならば、例えば大学生の交通費は県が10/10で出すとか、これまでと違う方向にも取り組んでいかないと難しいのではないかと考えています。

県の条例の施策についてはこれまでいろいろとやってきたつもりですが、今回のアンケートをみると認知度はまだまだ低い。ただ、そこにあまりとらわれてしまうと、県民向けのシンポジウムの開催は会場費もかなりかかりますし、違う方向に展開していく方が良いのではと考えており、その辺りについてヒントをいただけたらありがたい。

(議長) 県としては協定を認定する団体はもっと増やしたいと考えているのですか。

(事務局) 増やせるのであれば増やしたいです。活動する人数を増やしていくというのが県の次期総合計画の目標値になっています。

次期総合計画は、取組を統廃合しているもので、以前は自然系でしたが、それがなくなり、農政系の方に位置付け、活動に参加している人数を目標値として挙げる予定です。ただ、活動団体が増えないとベースは増えないということもあります。今回はアンケートでも、活動団体がまだ他にもたくさんあるということもありますので、工夫する余地は少しあるかなと考えています。

新たに取組もうという話も出聞いているのですが、具体的な動きのある団体は今のところはありません。

(北村構成員) 市の方にも相談があるのですが、農地の補助を受けたいというと、まず、地域選定からやらないといけな。そうすると認定が何年も先になってしまうので、結構手続きが大変ですよと言われて、諦められているところもあつたりする。詳しくは分からないですけど。

(事務局) 何年もかかるということはないのですが、実際の動きとしては、活動している団体があって、その地域を選定するというような形が多いかと思うのですが、制度としては、里地里山保全すべき地域を選定して、その中で活動団体が出てくるというのが本来の形ではあるのですが、なかなかそれは難しいと思っています。ただ、手続き的には、1年あれば地域選定ができてその次の年には、協定認定ができるという形になるかと思っています。

先ほどの主たる構成員の考えと同じで、地域選定のとり方もうまくやらないと後で困ることがあります。活動するところを限定で選定してしまうと、その隣の地域でやりたい場合に、地域を変更する手間がかかってしまいます。そこは選定の仕方を工夫した方が良いかなと思います。

市町村さんによって、広く地域を選定して中に団体がいくつもあるとうやり方もありますし、活動エリアに限定し、選定しているところもあります。

地域の拡大については、そこも里地里山として守るべきだという考えがある場合は当然可能になります。

(吉武構成員) 小田原の久野はすごいですよね。もともと大きく選定して、色々な団体が参加している。あれも良い方法だと思います。

(議長) この間、相模原の藤野の自然体験学校みどり校に、県の観光の方で行っているモニターツアーがあつて行って来たのですが、主業でレストランをやっている人が、コロナ禍で商売がだめになったので藤野の家を買って始めたということでした。

やり方が全然違って、農家の人から始まってないわけですよね。まず料理とかそこから始まって何を栽培するのかという、もう用途が決まったものを栽培するっていう形になっていて、彼は渋谷でもレストランをやっているんで、受け入れる体制も非常に積極的でした。

そのような人たちがいる組織もあるので、どんどん入ってもらった方が、色々な情報が伝わるのではないかと思います。

いろんな人が入って中の人同士でお互いにコーディネーターになっても良いのではないかなという感じもします。

藤野は国の補助金を今年ももらっていて、2度目なのですよね。1度目は私も参加していて、関東農政局の補助で3年間500万ずつもらっていました。今年は農泊で、コンサルが持ち込んで行っている。そういう形のコーディネーターというのもあると思います。

そのような事業は地元の方だと分からないと思うので、少し視点や方向性を変えると、支援を受けられる形ができてくるかなと感じました。

(宮野構成員) 今お話しいただいたのは、どちらかというと、観光のウエイトが大きいといいますが、市の方でも観光振興の部署も有って、そこと観光協会、みどり校などの団体とかもあつて、観光庁の支援事業にエントリーして、補助金をもらっていたり、あと主体となっている方が、後から地域に入ってきた方が結構多い。

私は藤野で育ったのですが、地元の人よりもやはり藤野が気に入って、移り住んできた人が非常に多くて、そういった人を古い人が受け入れるような地域性がありまして、どんどん新しい人が入って新しい都内の情報が入ったり、活性化されたりしている。ちょっと異例というか、古い体質があまりない地域になります。

(議長) キャンプ場を作るとか、家を買取りたいとか、言っていたのは結構新しい人が多かったです。そういう意見をどんどん取り入れられると良いですよね。

あと蕪尾根もそうですね。ブルーベリーとか、何年か前からやっていますよね。

そういう人がいると、加工とか料理とかそういう方向に行くのですよね。その時にやってくれたのが、掘ったサツマイモを乱切りにして、オリーブオイルで炒めて砂糖かけると、簡易のスイートポテトになるとか、そういうのをその場でやってくれるわけですよね。そういうのが面白いかなという感じがします。

全然別の世界の人を持っている技術なので、地元の中でやっていただくということは難しいかもしれません。そういう人たちがコーディネーターとして入り込んでくれて指導してくれると良いと思います。

(事務局) 大井町も同じですね。体験観光協会という組織が農泊から入っていますが、中心になってうまく回しているのは外部から来た人です。その人達がうまくマッチングする形をとっており、その上で市町さんが本気になってやるのが前提になると思います。県で外部の人を呼び込んでというのはなかなか難しいですし、団体さんの方から、よその者が来たからちょっと、という話が出てしまうこともあるので、慎重にやらなければいけないです。市町さんの中で実際にやれるということであれば、観光とのコラボもあると思うのですが、一気にはいかないかなという気はします。

(吉武構成員) 農地法の問題もありますね。

(議長) 多角的というか、幅広い方向性のようなニュアンスがあるので、その辺がどこまでいけるかですね。

さっきの話でもう一件行ったのですが、柚子胡椒づくりをやったり、(収穫用の)モノレールに人を載せてお金を取るのですよね。柚子胡椒も、米こうじを入れたり、色々研究して行っていました。

横の情報交流が重要で、県で行っているサミットも年に1回ではなくてもっと頻繁に機会があると良いですよ。その時に認定団体限定にするのか、或いはもうオープンにして県全体、或いはさらに広げていくかですね。

そのようなことで、認定されてない団体も入るかもしれない。そういう場も必要かなという感じがします。

他のところでどんなことをしているかは、意外とわからないですよ。

(事務局) それはありますね。

(議長) 他のところで、何かございますか。

(宮野構成員) 今後の進め方といいますか、資料の中の指針の見直しの検討についての課題について解決方法に向けたいろいろな御意見を出して、それを指針の中に盛り込めるものは盛り込んでいくということでしょうか。

1点気になったのが大きな課題として、やはり皆さん出してくるのは後継者不足と人的不足というのと、活動資金の不足というのが目につきます。

この辺私も実態はよくわかっていないのですが、先ほどお話があったように人手が足りないという話と、資金の不足というのは、やはり人を集めるためのイベントにお金が必要なのか。もう少し実態として色々なケースがあると思うので、その辺を知りたいなということが率直な感想です。どういったところに資金が必要なのか。たくさんお金があれば、もっと活動が広がっていくのかということを確認したい。

(事務局) 1つアンケートの中で挙がっていたのは、先ほど出ましたけれども、その団体は大学生の方に来てもらって、ボランティアという形でやってもらっているのだけれども、交通費が大学生の方としては負担になっていると。

そういうことを、今の活動資金の中で、やりとりするのは難しいので、そこは何とかならないかという要望はあります。

(宮野構成員) もし交通費を出したとしても、ずっと交通費を前提にするのは非常に難しいのかなと個人的に思います。やはり交通費などは負担にはなっているのだと思いますけど、そういうお金の使い方については考えるべきところなのかなと思います。単純に売り上げをあげたり交通費を渡されたりしたら人が集まると

は思うのですが、やはり本来の趣旨というか、継続していくためにその資金の使い方で良いのかということも皆さんの御意見をいただければと思います。

(事務局) 耕作放棄地対策に取り組むという、大学が提案する事業があり、採用したのですが、県は1年だけの支援だったため、結局その後、県がお金出さなくなり、大学も撤退し、農家の団体から県の対応について言われてしまったこともありますので、言われるように、単に一過性みたいな形というのは気を付けなければいけないと思います。

今日も矢倉沢で、都市住民を呼びますという話が出たのですが、それが今のところは無料でということ、そこが活動団体としてどれだけお金をうまく取っていくのか、どのぐらいの金額を設定するのかっていうのはやはりノウハウがなくて、その辺は、皆様の御意見があれば盛り込んでいければと思います。

(吉武構成員) 交通費が出るなら動く、というのはよくあることですよ。だけどそれを、県のこの事業で使うのは違うのではないかと思うし、大学生を呼んでくるっていうのは、研究室やゼミだったり、どちらかという生での学びのために、研究費などで学生に交通費支給するから、行って来っていうのだったらわかるのですが、受け入れ先の方がそのお金を払うっていうのは、何か違う気がするのですよね。

それでは継続性がないので、何かもっと違う使い方をした方が良いような気もするし、さっきもそのみかんを無料ででもいでもらうのも、1つのあり方なのだろうと思ったのです。とにかくもう誰でもいいから来てくれとかば一つともいで、好きなだけ持って行ってというやり方も楽しいって思いますけれど。

広報の仕方だったり、イベント化してゲーム的に、とにかくみんな1日でどれだけみかんをもげるかっていうのをやるとか、ですよね。だから、何か必要なのはそういうところ。サポートできるとしたら、お金の使い方はもちろん弁当でも良いですが、人手を集めるには、広報をいろいろ工夫してみる、のも必要かと。若い人にとってはもうフェイスブックではないのですって。そういう人たちを呼びたいということであれば、やはりそれに応じた広報をしないと。

人手が不足しているっていうのは、何のための人手が不足しているのかっていうところ。いやそんなの全部そうだよって言われてしまうのだけれど。だけど、具体的にそこをどういう人に来て、どんなことをやってもらいたいっていうことを、ちゃんと聞いた上でマネジメントっていうか、そのためのプログラムを一緒に作ってあげるっていうことを繰り返していく必要が多分この各団体さんに、手を差し伸べていくことになるのでないかなという風に感じますね、色々な人たちから話聞いていて。

だから学生さんがそこに根づいてもらえるような取組を逆にしてもらいたいっていうか。

古賀先生のところではどうでしょうか。

(議長) 今おっしゃられたように、大学というよりも、ゼミ単位で動いていて、ゼミの先生が興味あるかないかだけで動くので、大学が興味持って動くことは基本的にはないですね。

問題はゼミの先生がいなくなってしまうとそれで終了になってしまうということがあるのですけれども。

例えば、神奈川観光大学推進協議会というものがあるのですが、これは神奈川県で、観光の学科とか学部を持っている大学が入っていて、今は神奈川県の観光部局と、松蔭大学、東海大学、國學院、神奈川大学、今後入る予定なのが、相模女子大ですね。

ここで話すと、学生が集まります。今行っているのは県の事業で、県が毎月Instagramで観光情報を発信しています。ところが、県が業者に委託してやると一般の人を写せない。それで、学生が適当に遊んで体験しているところを学生自らに撮らせてそれを投稿するというのを手伝っていて、毎月大学でそれぞれ担当を決めて、1年間やるということを始めしています。

そういうような動きも可能だと思います。一括して情報を仕入れるところがない。どこで誰がどんなことに人手が欲しいのかということが大学ではわからない。

厚木市の場合には、市の担当者をお願いして、いつ、どの団体で、どんな作業で、どのくらいの人数が必要かの一覧表を作っていたので、ブルーベリー狩りに人がいるということで行って来ました。そのような情報がないと学校が動けないですね。

神奈川県里地里山大学推進協議会のようなものを作るかどうかは別として、情報を共有できる場があると、お互いにやりやすいですね。

意外と大学はお金ないので、学生が活動してそれに対してお金を払うのは難しい。これはどこの大学も同じです。

だから結局地元の負担になってしまうわけですが、何か中核的な動くための組織があると、非常に動きやすいかもしれないですね。

里地里山の場合には、農大とか東海大学の先生も平塚のところまでずっと行っていました。神奈川大学が移転してしまって困っていたのでそこに東海大学は行っていたのだと思います。だから多分大学としてはやりたいのですよね。

具体的に見せれば、色々動いていくのでないかと思います。どこで何をやっているかわからないということが一番問題だと思います。

情報発信っていうのは、外じゃなくて内向けの情報発信の方が大事かもしれないですね。今日の現地でもあまり人来てもらっても困ってしまうところもあるのですね。

適当な人をリピーターとしてどんどん来てくれる方が多分良いのではないかと思うので、それよりも、この神奈川県内の関係機関、関係各社のネットワークや、大学にも情報をどんどん出していく。ただ大学に送りつけても難しい。我々のところにもしょっちゅう来ます。学部長あてとかできますが対応できない。やはりゼミなどを狙い撃ちしないとだめですね。

そんな観光関係でもやる気満々なところとはたくさんあると思います。それからもう少し進んで今年は県の方が、市町村にインターンシップを受入れるかどうかということをやってくれて、川崎、藤沢と小田原、それから県でインターンシップを行っています。大学側もメリットがある。

そういう観光のインターンシップは初めてですが、平塚市では観光課の職員がイベントに数か月の間に何回来るとかですね。小田原市は1週間ぐらいですね。

そういう具体的な動きを指針に載せるかは別として、1歩進んだものがあったとしても良いかもしれないですね。

出てくる問題はいつも一緒に、高齢化と人材不足と、組織の強化ですよね。それが結果的には資金不足になって、資金を貰おうとすると補助金の使い道の話になるみたいですね。

他、何かございますか。

(北村構成員) 視点が違っていたら申し訳ないのですが、今日、矢倉沢に行って思ったのが、里地里山の問題というよりは、あそこの集落全体の課題という気がして。要は定住とか移住とか、そういう視点が入ってきても良いのかなと。うまく新しく交流人口とか他の土地の人が入ってくれば、後継者問題の解消にも繋がってくると。なかなか難しいと思うのですが、指針の見直しにそういう視点があっても良いのかなと思います。

(事務局) 団体の高齢化はもちろんですが、そもそも地域住民の人が高齢者で、自治会の役員だってもう見つからないという話も聞いています。



(北村構成員) 秦野でもそういう課題を抱えているのですが、やはり矢倉沢のようなどころだと特にそういうのは特化してきているのかなと。先進事例ではないですけど、矢倉沢のようなどころがうまくいくようになれば、他のところでもうまくやっていくことができるという例が見つかるのかなと思いました。

(吉武構成員) 矢倉沢の地域の方々って、出身はあそこなのだけど、1回みんな働きに出て離れていた、と聞いています。戻ってきた人たちで、矢倉沢の里地里山のグループを作った。始めた当時、いろんな発想をもっていらっしやいました。だけど、コロナ禍で厳しいことも起きたり、里地里山の問題というよりは、神奈川の端っこの、アクセスが難しい場所をどういうふうにするのかって言うのは、もっと上位の話と思って今日も聞いていました。

現地の方々、定年退職されたばかりのときにお会いしていたので、それから十数年たっていますから、御苦労されているけれど、それでもいや、頑張りますっておっしゃられていたのですごいなと思います。

(議長) 他、よろしいでしょうか。

そろそろ予定の時間となってまいりました。このあたりで議論を終わらせていただきたいと思います。

今回は、議題1の条例見直しの必要性については、本協議会としても事務局案のとおりとして意見をまとめさせていただき、「条例の改正・廃止の必要はないが、運用の改善等を検討する」、ということでこの議論は今回で終了し、今後は具体的な施策の検討を進めていくこととしたいと思います。

なお、時間の関係で御発言できなかった御意見、若しくは本日の会議終了後、新たに御意見があった場合には、事務局の方で意見を取りまとめるそうです。

では、事務局から次回の予定等について説明をお願いいたします。

(事務局) 次回は条例見直調書(案)の報告、指針改定たたき台または素案の検討ということで、構成員のみなさまからの御意見を伺いたいと思います。

構成員の皆様には、本日の議論を踏まえつつ、次回協議会での議論をすすめるにあたっての指針見直しの方向性等の御意見をいただければと考えています。御意見については、12月28日(木)をめぐりに事務局あてに、メール、FAX等によりお送りいただければと思います。

様式は自由とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

(議長) 皆様、次回の議論を円滑に進めるためにも、是非御意見をお寄せください。

本日の第2回目の協議会では一つの重要な案件である条例についてこのまま継続していくべきということになりました。ただ条例を踏まえて具体的にを行うことは社会状況などで変わってきたりするところも多々あると思いますので、御議論いただきたいと思います。

それではこれで第2回協議会を終了します。ありがとうございました。

以上